

私も大切、みんなも大切



人権教育では、一人一人の児童生徒が、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」ことができるようになることを目標の一つにしています。県教育委員会では、平成26年3月に「岩手県人権教育基本方針」を定め、「人権教育の推進」を、「学校教育指導指針」における学校教育の重点の「共通事項として取り組む内容」の「豊かな心の育成」に位置付けています。本リーフレットは、各学校が人権教育を推進する際の参考となるよう作成しています。

今年度は、令和5年度文部科学省「人権教育研究推進事業」研究指定校である花巻市立花巻北中学校の研究実践の内容を中心に紹介します。

令和6年2月

岩手県教育委員会

花巻市立花巻北中学校の研究実践

【テーマ】人権が尊重される“参加型・協力型・体験型”の教育活動の展開

～ 心のユニバーサルデザインと人権感覚の育成の工夫 ～

【仮説】 岩手県学校教育指導指針の「人権教育の推進」を意図的・計画的に“全教育活動”に位置付け、「人権」を意識した教育活動を参加型・協力型・体験型により実践することで、生徒の心のユニバーサルデザイン及び人権感覚が育まれるであろう。

○「心のユニバーサルデザイン」とは（静岡県発行「学ぼう！心のユニバーサルデザイン」より）

相手の立場に立って考え、相手を理解し、やさしい心と思いやりの気持ちをもって**行動**すること。

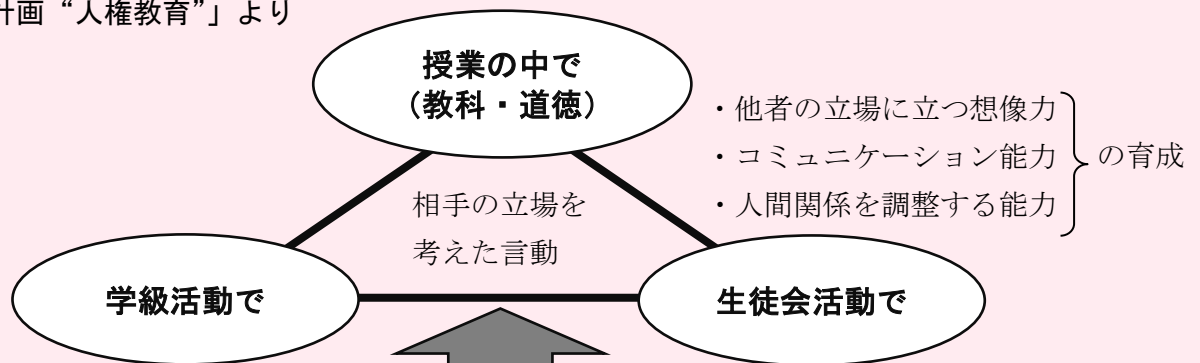
○「人権感覚」とは（人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕より）

人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを**望ましいものと感じ**、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを**許せない**とするような、価値指向的な感覚。

人権感覚は、児童生徒が自ら主体的に、しかも学級の他の児童生徒たちと共に学習活動に**参加**し、**協力的**に活動し、**体験**することを通して**はじめて身に付く**と言える。

（人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕より）

「学校経営計画“人権教育”」より



「特別なことをする」のではなく、日常生活・すべての教育活動を通して「人権」を意識して取り組む

教職員の高い「人権感覚」（日常の意識・研修の必要）

< 教師による「率先垂範」と「全教育活動」による人権教育の推進 >

【言語環境】 相手の立場を考えた言動（心のユニバーサルデザイン）を行い、範を示す教師集団

【教科指導】 個の活動を大切にした「課題解決型授業」「主体的・対話的で深い学び」の実践

【生徒指導】 「生徒指導の三機能」「カウンセリングマインド」を大切にした生徒指導の実践

【自治活動】 「ほっこり」にあふれ、人権侵害を許さない「自浄機能」のある生徒会活動の推進

【評価】 「人権感覚育成のための9つの視点（埼玉県教育委員会作成）」における変容により確認

- | | | |
|---------------|---------|-------------|
| 1 人間の尊厳・価値の尊重 | 2 生命尊重 | 3 自己尊重の感情 |
| 4 共感と連帯感 | 5 公平・公正 | 6 多様性の尊重・共生 |
| 7 コミュニケーション能力 | 8 権利と責任 | 9 参加・参画 |

4つの手立て・・・※教師の意識向上 ○生徒会活動 ★講演会（知的理解） ●交流活動（体験活動）

月	令和4年度 重点『知的理解』	令和5年度 重点『参加・協力・体験』	通年
4月	※「学校経営計画書」の確認 ○生徒総会；「ウクライナ支援」の決議 ※第1回人権意識調査（対象；全校生徒）	※「学校経営計画書」の確認 ○生徒総会；「ほっこり活動」の決議 「いじめに関する7つの提言」改正	教師の言語環境 人権を意識した授業・生徒指導
5月	○「ウクライナ支援」募金活動 ※【職員会議】調査結果・実態の確認	※【職員会議】人権教育に係る講話〔校長〕 教師の人権感覚チェックシート ※第1回人権意識調査（対象；全校生徒） ○いじめ防止を考える日・「いじめ撲滅宣言」 ★こどもの権利〔講師；弁護士〕	
6月	○いじめ防止を考える日 ★人権とは〔講師；弁護士〕	※【職員会議】調査結果・変容の確認 ●外国人理解〔2年英語；国際交流〕	
7月	★外国人理解〔講師；国際交流協会〕 ○平和祈念「千羽鶴」制作	★男女差別〔講師；ファザーリング・ジャパン〕 ○平和祈念「千羽鶴」制作 ★拉致問題啓発アニメ「めぐみ」視聴会 ○「ほっこり大賞」発表	
8月	○平和祈念式典に参加・千羽鶴奉呈	※【研修】「人権・法的責任」〔講師；弁護士〕 教師の人権感覚チェックシート ○平和祈念式典に参加・千羽鶴奉呈 ○拉致問題に関する中学生サミット（生徒参加） ○拉致問題に関する中学生サミット参加報告	
9月	★障がい者理解 〔講師；障がい者アーティスト〕	●アイヌ理解〔2年社会；県内在住アイヌの方〕 ★LGBTQ理解 〔講師；性同一性障がいを乗り越えた方〕 ●アイヌ理解〔1年社会；アテルイ視聴〕	
10月	○「ウクライナ支援」募金活動	○「北中祭ほっこり場面」掲示	
11月	※【リーダー研修会】 人権感覚育成プログラムの実践	●外国人理解〔2年家庭科；在日パキスタン人〕 ●ユニセフ教室〔3年社会；日本ユニセフ協会〕 ●障がい者理解〔2年美術；障がい者施設〕 ※【授業参観】人権感覚育成プログラムの実践 ※【職員会議】人権教育に係る講話〔校長〕	
12月	○「ちょボラ」街頭募金に参加 ★自己肯定感〔講師；よしもと芸人〕 ※第2回人権意識調査（対象；全校生徒）	○「ちょボラ」街頭募金に参加 ※第2回人権意識調査（対象；全校生徒）	
1月	※【職員会議】調査結果・変容の確認 次年度の方向性の共有 ★情報モラル〔講師；元生涯学習部長〕	○「能登半島地震」被災地支援募金活動 ※【職員会議】調査結果・変容の確認 次年度の方向性の共有 ★情報モラル〔講師；グリー株式会社 職員〕	

手立て 1 「生徒による自治（生徒会）活動」

生徒会スローガン『全進 ～ほっこり・明るく・笑顔あれ～』のもと、「安心・安全な、温かい雰囲気のある、団結・協力する学校」づくりにあたり、「いじめ・いやがらせに関する北中7つの提言」を9年ぶりに見直し、「みてみぬ振りをせず行動にうつそう」の提言を加え、各自が「いじめ撲滅宣言」を掲げた。また、「ほっこり」する場面を取り上げ、「～しない」ではなく「～しよう」とポジティブに人権教育が目指す「困った人を出さない社会づくり」に取り組んだ。

2023. 4. 22(水)
いじめ、いやがらせに関する北中8つの提言
第36代生徒会執行部

- 1 冷やし、からかい、悪口(陰口)は絶対にやめよう。
- 2 原則、名前で呼ぼう。
- 3 人にケガをさせるようなまねは絶対にやめよう。
- 4 人のものは勝手に触らないようにしよう。
- 5 危険なこと、恥ずかしいことを人にさせるのは絶対にやめよう。
- 6 誰にでも、明るくあいさつしよう。
- 7 SNSに誰かが嫌な思いをする書き込みは絶対にやめよう。
- 8 みてみぬ振りをせず行動にうつそう。

手立て 2 「人権を意識した学習・交流（授業）」



生徒個々の発言等、日常の個を大切にした授業のほか、各教科において人権（相互理解）を深めるためにゲストティーチャーを招いたり、コミュニティ・スクールの地域学校連携事業により地域人材（主に高齢者）を招いたりして学習（授業）を展開した。

<2年家庭科；パキスタン人との交流>

<2年社会科；アイヌの方との交流>

手立て 3 「教師の人権意識の向上」

人権意識の向上を図る講演・研修のみならず、「人権感覚育成プログラム（埼玉県教育委員会作成）」・「人権を意識した道徳教育」にすべての学級で取り組み、教師の実践力の向上にあたった。

【講演】5/31 畠山将樹 弁護士 より

【研修】8/9 村上 力 弁護士 より



<畠山将樹 弁護士の講演>

<人権感覚育成プログラムの実践>

「人権に係る教職員研修」の感想

- 生徒と教師を守るために、法律をよく理解しなければならない。学校内を法的に整備する必要がある。
- 自分が生徒や相手の人権を傷つけないよう、日々の行動に気を付けたい。改めて衿を正す機会となった。
- 生徒の人権を改めて考える必要があり、それは教師を守ることにもつながるものと思った。

手立て 4 「視野を広げ、理解を深める講演」

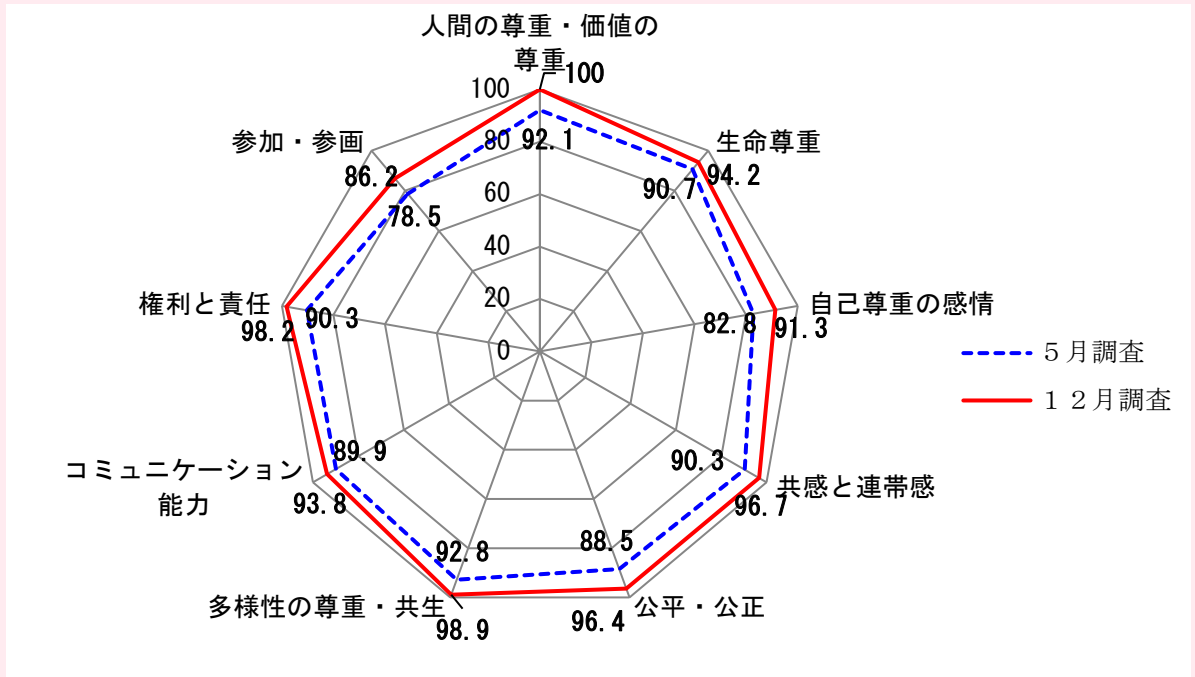


人権問題（差別・偏見）における生徒の認識（R4調査）において、「男女差別」が最も多かったことから、性差・性別に縛られて生きるのではなく“人としての生き方”を学ぶために、「男女共同参画」・「LGBTQ」への理解を促す講演会を実施した。

<講師；後藤大平 氏>

<講師；三代目 井上成美 氏>

1 【生徒の変容】人権感覚育成のための9つの視点（肯定的回答の割合）



2 【意識の定着】事業後の追跡調査（肯定的回答の割合）

実施時期	人権課題・ねらい	12月時点
5月講演	【こども】誰にでも人権があり、自分以外の人を大切にする生活ができていますか	99.6%
7月講演	【男女共同参画】性差で差別することなく、人として接する生活ができていますか	98.2%
7月視聴	【拉致問題】当たり前生きる権利を奪うことは許さない生活ができていますか	99.3%
9月講演	【LGBTQ】性的マイノリティ（少数派）に思いを寄せる生活ができていますか	98.9%
9月交流	【アイヌ】差別を受けてきたアイヌ民族の人権に思いを寄せる意識が高まりましたか	94.8%
10月視聴	【アイヌ】権力者から迫害・差別される人々の思いを理解しましたか	98.9%
10月交流	【外国人】自分とは異なる生活・文化を理解する意識が高まりましたか	96.9%
11月学習	【こども】「子どもを取り巻く現状を理解し、自分にできることで行動しようと思いましたか	98.9%
11月交流	【障がい者】知的障がいを持った方々との交流を大切にしたいと思いましたか	96.9%
11月WS	【自己肯定感】自分の考えを伝え、相手の意見を受け入れることができましたか	96.4%
1月講演	【情報モラル】ネットを安全に利用するための注意点等を理解しましたか（直後調査）	100.0%

【成果】；○調査結果による生徒の変容をみると、「人権感覚育成のための9つの視点」の全ての項目において向上が見られた。また、事業後の追跡調査においても生徒の人権意識は高い水準を示しており、定着が図られたことがわかる。それは事業のみならず、教師の日常における言動、個を大切にする人権を意識した授業・道徳教育・人権ワークショップの実践に加え、教師自身が人権に係る研修に取り組んできたことにより、心のユニバーサルデザインと人権感覚の育成を図る教師の働きかけが日常的に全教育活動において展開された成果と考える。○従って、岩手県学校教育指導指針の「人権教育の推進」を意図的・計画的に“全教育活動”に位置付け、「人権」を意識した教育活動を参加型・協力型・体験型による実践をとおして、生徒の心のユニバーサルデザイン及び人権感覚が育まれたと言える。

【課題】；○今後は、「オプション（個に応じた支援・学習方法の選択）と認め合う学習集団の育成」に焦点を当て、「人権教育を意識した授業展開」の研究を更に深めることとする。

人権教育

児童生徒が権利をもつ主体であり、大人と同じ一人の人間として基本的人権を有することを理解、尊重した上で、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」ことができるような実践的態度や行動力を育成する。

1 「子どもの権利」の理解

全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。（「こども基本法」第三条一）

2 人権が尊重される学校づくり

学校の雰囲気は、教職員同士、教職員と児童生徒、児童生徒同士の人間関係、教職員の日常的な言動等によって作られることを自覚し、人権を尊重する雰囲気を意識的、積極的に醸成する。

3 人権が尊重される学習活動(授業)づくり

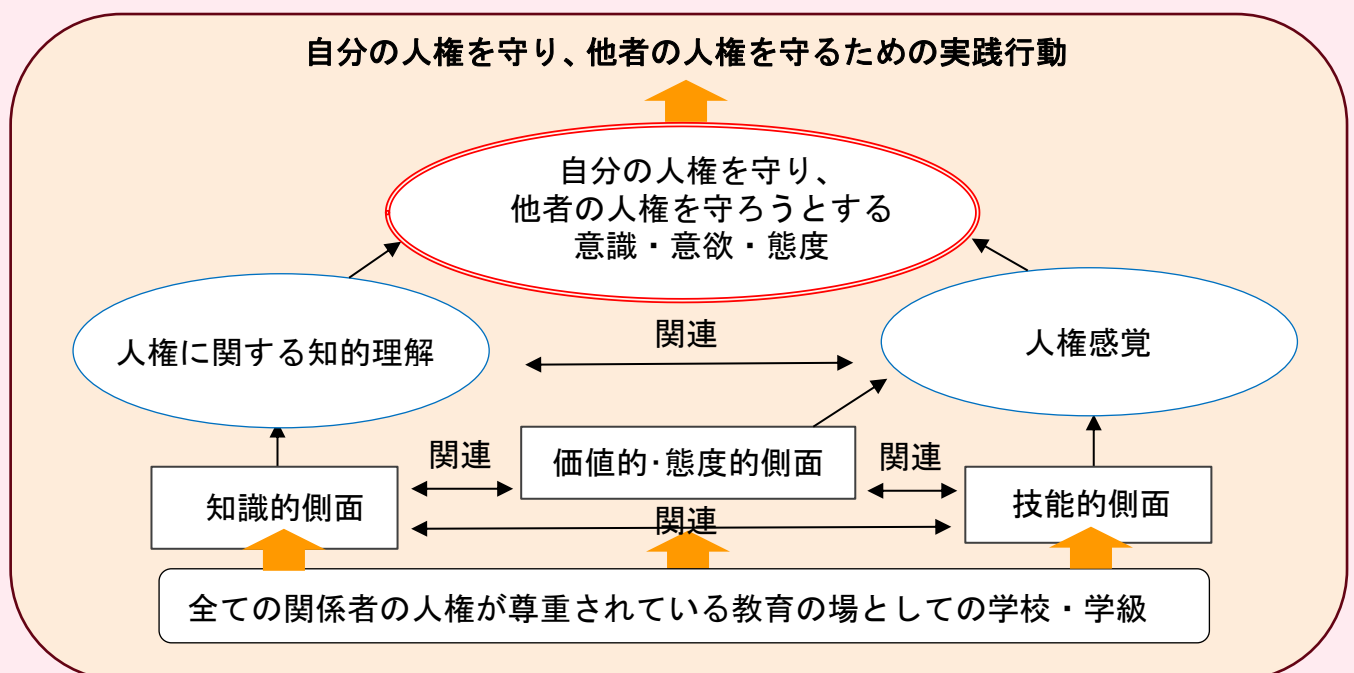
児童生徒の発言や活動の様子を観察し、学習過程でのつまずきに伴う不安を受容して解決の見通しを示すなど、常に受容的・共感的な姿勢・態度で接する。
※ 詳細は令和5年度学校教育指導指針を参照

Q1 人権教育を推進する上で大切にしなければいけないことを教えてください。

A 児童生徒一人一人がもつ人権【基本的人権+子どもの権利（子どもならではの権利）】について十分理解し、個人として尊重することが大前提です。その上で、児童生徒の人権を尊重する意識や人権感覚に、**教職員の人権感覚**とそこから生まれる**日常的な言動**、教職員同士、教職員と児童生徒等の人間関係が大きな影響を与えていることを自覚することが不可欠です。また、**多様性と包摂性のある社会**の実現を目指す中、「**みんなと同じことができる**」、「**言われたことを言われたとおりにできる**」ことを過度に要求していないか、画一的・同調主義的で、児童生徒が同調圧力を感じていないか、という視点から自身の指導を見直す必要があります。人権教育を推進する上で、まずは**自身の考え方、言動を振り返り、改善を図る**ことが求められます。

Q2 学校教育における人権教育の目標、人権教育を通じて育てたい資質・能力は何か教えてください。

A 学校教育における人権教育の目標は、児童生徒が、発達段階に応じて人権の意義・内容等について理解（**人権に関する知的理解**）すること、また、自分の大切さとともに他者の大切さを認めること（**人権感覚**）、それが具体的な態度や行動に表れるようにすることです。
人権教育を通じて育てたい資質・能力は、次のように表されます。



Q3 「子どもの権利(条約)」について教えてください。

A 子どもの権利は、「児童の権利に関する条約（**子どもの権利条約**）」（日本は1994年に批准）の考え方にに基づきます。条約は、18歳未満を児童（子ども）と定義し、「**生きる権利**」「**育つ権利**」「**守られる権利**」「**参加する権利**」の4つの原則から成り立っています。令和4年12月に公表された**生徒指導提要（改訂）**では、「**児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人一人を大切にした教育**」を行うこと、「児童の権利に関する条約の**4つの原則を理解**しておくことが大切」であること、「同条約の理解は、教職員、児童生徒、保護者、地域にとって必須」であること等が明記されています。

また、令和5年4月1日施行の「**こども基本法**」は、子どもの権利条約に対する国内法として位置付けられます。日本国憲法及び子どもの権利条約の精神に則り、次代の社会を担う**全ての子どもが、自立した個人として健やかに成長**することができるよう、**社会全体でその権利の擁護**を図ることを目的とし、6つの基本理念からなっています。

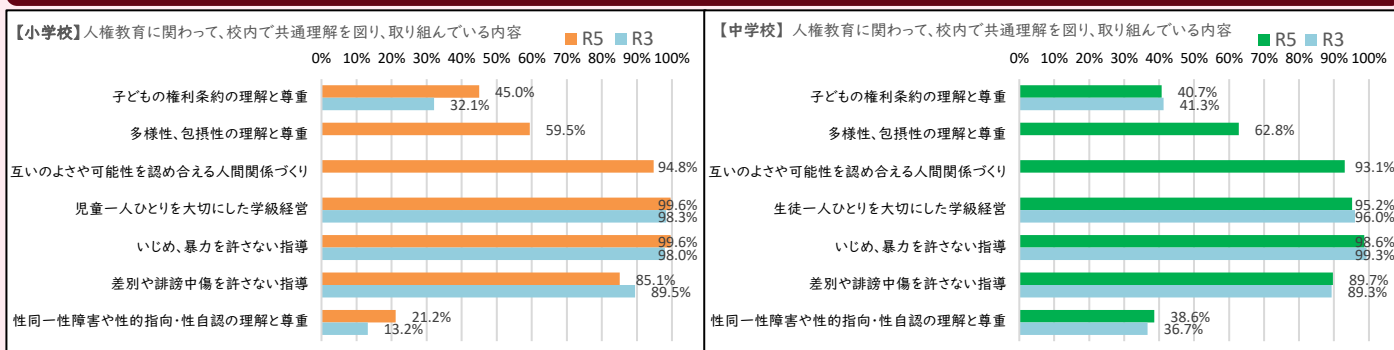
Q4 「多様性と包摂性のある社会」とは何か教えてください。

A 2015年、国連持続可能な開発サミットで、「Sustainable Development Goals（＝SDGs）」が定められました。日本では「持続可能な開発目標」とも呼ばれるSDGsは、2015年から2030年までの長期的な開発の指針で、「**誰一人取り残さない**」、**持続可能で多様性と包摂性のある社会**の実現を目指す、国際社会共通の目標です。17の目標と169のターゲット（具体目標）を設定し、日本を含めた世界全体で目指している社会は、**性別や年齢、人種などの属性、価値観などの思考はそれぞれ異なり、多様であること（＝多様性）を相互に認識し、誰一人として排除されない（＝包摂性）社会**である、ということ踏まえ、児童生徒を指導、支援することが求められます。

Q5 実際に、どのように人権教育を推進したらよいか教えてください。

A 児童生徒の**人権に関する知的理解を促すこと、人権感覚を養うこと**を通して、**自分の人権を守り、他人の人権を守ろうとする実践的態度や行動力を育むのが人権教育**であることを念頭に置いた上で、「**人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]**」を手引きに、人権教育を推進してください。また、障がい者、外国人、インターネットによる人権侵害など、法務省が定める「**個別的な人権課題**」への対応も求められます。研究指定校の実践や「[第三次とりまとめ]策定以降の補足資料」等を参考にしてください。

Q6 人権教育推進上の課題について教えてください。



A 人権教育は、各学校において、教育活動全体を通じて推進されています。しかし、上記の県教育課程編成・実施状況調査結果から、「**子どもの権利条約**」、「**多様性、包摂性**」、「**性同一性障害や性的指向・性自認**」を理解、尊重することについて、校内での共通理解や取組が十分でないことを認識している学校が多いことが明らかになっています。

今後は一層、「多様性、包摂性」の理解、尊重をはじめ、「法の下での平等」、「個人の人権」といった**人権教育一般の普遍的な視点**のアプローチから、人権尊重の視点に立った学級経営や学校づくりを推進する必要があります。ただし、「子ども（の権利条約）」や「性同一性障害や性的指向・性自認」は、Q5で触れた「**個別的な人権課題**」に含まれます。前述のアプローチに加え、**具体的な人権課題に即した個別的な視点**からのアプローチを行い、児童生徒の「自分や他者を守るために気付き行動できる力が育まれる」ことを教職員が理解した上で、人権教育を推進することが求められます。

Q7 性的指向に関わる、性を構成する要素について教えてください。

A 性を構成する要素は次の4つが挙げられますが、いずれも男女に二分されるものではなく、**感じ方は一人一人異なり、性の在り方（セクシュアリティ）は多様**です。ジェンダー（社会的・文化的に作られた男らしさや女らしさ）を押し付けていないかどうかの配慮も必要です。

① からだの性（生物学的性） （Sexual Characteristics）	出生時の身体的特徴。
② こころの性（性自認） （Gender Identity）	自分の性別をどう感じているのか。
③ 好きになる性（性的指向） （Sexual Orientation）	自分にとって恋愛や性愛の対象となる性は何か。
④ 表現する性（性表現） （Gender Expression）	上記①～③に関わらず、言葉づかい、服装、仕草などで自分がどのように性別を表現したいか。

Q8 「SOGI(ソジ)」とは何か、教えてください。

A 「SOGI」とは、**性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字をとった言葉で、全ての性を表す表現**として使われています。性的指向に関するレズビアン（Lesbian：女性同性愛者）、ゲイ（Gay：男性同性愛者）、バイセクシュアル（Bisexual：両性愛者）と、性自認に関するトランスジェンダー（Transgender：出生時に割り当てられた性別とは異なる性自認の人）の頭文字をとって作られた「LGBT」は、日本では性的マイノリティの総称の1つとしてよく使われますが、国際的には、誰もが固有に持つアイデンティティであるという考え方の基に、「SOGI」という言葉が主に使われています。



性の在り方を表す言葉は、他にも様々あります。平成28年4月に文部科学省から発行された周知資料等を参考に、偏見や決め付けではなく、一人一人の状況に応じたきめ細やかな対応が求められています。

性自認や性的指向等に関する相談窓口

名称・連絡先	概要
岩手県男女共同参画センターLGBT相談 【電話相談】019-601-6891 (毎週火曜日・金曜日 16:00～20:00) 【インターネット相談】 https://www.aiina.jp/site/danjo/4842.html ※返答に数日を要する場合があります。	・性的指向や性別の違和感などで相談したい方の相談を面接・電話で受け付けています。 ※家族等の支援者も対象です。 ・相談内容に応じて、LGBTに対応している県内医療機関の情報を提供することも可能です。
もりおか女性センター女性相談 【電話・面接相談】019-604-3304(要予約) ※月・火・金曜日 10:00～17:00 水・木曜日 10:00～20:00 【メール相談】soudan@sankaku-npo.jp	・戸籍上の性及び性自認が女性の方の相談も受け付けています。
公益財団法人人権教育啓発推進センター 【電話相談】0570-003-110(全国共通ダイヤル)	※みんなの人権 110 番
よりそいホットライン 【電話相談】012-279-226	・音声ダイヤルが流れます。相談したいことを選んでください。 ・「4番」が性別や同性愛に関する相談です。

【主な参考文献】

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」 「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について」	(平成20年2月 文部科学省) (平成28年4月 文部科学省)
「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～」	(令和3年3月 文部科学省)
「人権教育を取り巻く国の動向等について」	(令和3年9月 文部科学省)
「令和3年度 人権教育啓発リーフレット」	(令和4年2月 岩手県教育委員会)
「令和5年度 学校教育指導指針」	(令和5年3月 岩手県教育委員会)
「多様な性のあり方を尊重するための職員ガイドライン」	(令和3年2月 岩手県環境生活部)